

## 同和問題（部落差別）に関する滋賀県の取組状況等について（詳細）

## (1) 教育・啓発

## ①教育

部落差別をなくし、人権が尊重された社会の実現をめざして取り組まれてきた同和教育は、日本におけるすぐれた人権教育であると言える。

本県では、「同和教育の本質は、近代社会の原理である自由と平等の原則に基づき、社会の中に今なお存在する不合理な部落差別をなくすことをめざし、互いの人権を認め合い敬愛し合う人間を育成し、人権尊重の精神を貫く社会の実現を期すること」とする「滋賀県同和教育基本方針」に基づき、あらゆる教育の場において取組を進めている。

## (I) 「同和問題」に関わる校種別取組状況（※人権学習の時間も含む）

「同和問題」に関わる教育の実施状況（％）					
	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年
小学校	100	97	90	89	100
中学校	98	98	96	91	99
高等学校	95	97	97	94	100
特別支援学校	31	27	47	38	31

## (II) 具体的な取組例

## ◎小学校

## &lt;教科における取組&gt;

- 「室町幕府と差別されていた人々」 (社会科)
- 「戦国の世から江戸の世へ」 (社会科)
- 「江戸時代の人々の暮らしと身分」 (社会科)
- 「医学を支えた人々」 (社会科)
- 「渋染一揆」 (社会科)
- 「解放令と新たな問題」 (社会科)
- 「全国水平社の創立」 (社会科)
- 「教科書無償化」 (社会科)

## &lt;総合的な学習の時間&gt;

- 主な内容：講師による講演、フィールドワーク等
- 「まちづくり学習」

**文化**

**石と砂で世界を表す**

～龍安寺の石庭～

京都の龍安寺には、枯山水という石と砂で山や水などを表す様式の石庭があります。庭づくりでは、身分のうえで差別されてきた人たちが活やくしました。室町時代につくられた数々の庭園は、今も人々の心をとらえ、季節ごとに多くの人がおとずれます。

龍安寺の石庭 世界遺産





百姓や町人とは別に、身分上厳しく差別されてきた人々

町人 5%  
武士 7%  
公家・僧・神官 1.5%  
百姓 85%

江戸時代の身分ごとの人口の割合 (江戸時代の終わりごろ)

**山田少年の差別をなくすうたったえ**

1922年3月、京都市岡崎の公会堂で、全国水平社の創立大会が開かれました。この大会では、人間を差別する言動はいっさい許さない、と決議され、各地から集まった代表者たちは、その喜びと決意を口々に述べました。少年代表者である16才の山田少年は、差別の現実を報告し、「差別を打ち破りましょう。そして光り輝く新しい世の中にしましょう。」とよびかけました。

山田少年の演説 (1924年、大阪市)



出典：新しい社会6 歴史編（東京書籍）

◎中学校

<教科における取組>

- 「室町幕府と下克上」 (社会科)
- 「江戸時代の成立と東アジア」 (社会科)
- 「近世から近代へ」 (社会科)
- 「近代国家への歩み」 (社会科)
- 「大正デモクラシーの時代」 (社会科)
- 「国際化する世界と日本」 (社会科)
- 「人権と共生社会」 (社会科)
- 「個人の尊重と日本国憲法」 (社会科)



出典：新しい社会歴史・公民（東京書籍）

1 平等権①  
共生社会を目指して

全国水平社創立大会での山田少年の訴え (部分要約)  
私は役所の役人様や学校の先生の演説や話を聞きました。それらの人々は口をそろえて人間の平等が必要だとさげびます。人と人との差別は間違っていると言われます。そして、いかにそのことを理解しているように、差別感情などこれっぽっちもないかのように言われますが、いったん教壇に立った先生のひともは何と冷たいものでしょう。

部落差別解消推進法  
が施行されました。

すべての人々の人権が尊重される社会の実現を!

徳島県が作成した人権の尊重を呼びかけるポスター(2016年 部分)

<総合的な学習の時間、特別活動における人権学習>

主な内容：講師による講演、グループ交流等  
「職業差別」「結婚差別」「教科書無償化運動」 等

◎高等学校・特別支援学校

<教科における取組>

- 「幕藩社会の構造」 (地理歴史科)
- 「明治維新と富国強兵」 (地理歴史科)
- 「社会運動の勃興」 (地理歴史科)
- 「基本的人権の保障と新しい人権」 (公民科)

被差別部落の住民に対する社会的差別を、政府の融和政策に頼ることなく自主的に撤廃しようとする運動も、西光万吉らを中心この時期に本格化し、1922(大正11)年、全国水平社が結成された。

出典：詳説 日本史B（山川出版社）

現実の社会には、部落差別やアイヌ民族に対する差別、在日韓国・朝鮮人など外国人に対する差別、さらに女性や障害者への差別などがあり、大きな社会問題となっている。特に、被差別部落の人々は、職業選択の自由、教育の機会均等、居住および移転の自由、結婚の自由などの市民的権利や自由が侵害されている。この問題の早急な解決は、国の責務であるとともに、国民一人ひとりの課題でもある。私たちは、「差別をしない、させない、許さない社会」を実現するために、不断の努力を積み重ねることが大切である。

出典：高等学校 現代社会（第一学習社）

<総合的な学習の時間、特別活動における人権学習>

主な内容：講師による講演、グループ交流等  
「部落差別の現状」「就職差別について」「進路保障と人権」  
「結婚差別について考える」 等

## ②啓発

○同和問題啓発強調月間の啓発 ※令和4年度の実施状況の詳細は P7 の一覧表のとおり

### ・街頭啓発

同和問題解決への一人ひとりの行動を広く県民に呼びかけ、啓発物品を配布している。



### ・啓発イベントの開催（じんけんミニフェスタ）

人権啓発に接する機会が少ない県民を主な対象として、人権について考えるきっかけを提供することを目的とした啓発イベント「じんけんミニフェスタ」を開催している。

### ・令和4年度じんけんミニフェスタ(9/3 イオンモール草津)



### ・令和4年度じんけんミニフェスタ(9/23 ブランチ大津京)



### ・メディアミックス啓発

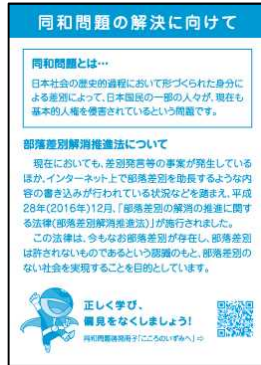
啓発ポスター・グッズ(メモ帳)の作成・配布、テレビスポット CM,交通広告、デジタル広告等の様々なメディア・媒体を連携・連動させた啓発を実施している。

※令和4年度の広告等デザイン例

・啓発ポスター



・メモ帳(表紙裏面デザイン) ※表紙デザインはポスターと同じ



・新聞広告



・テレビスポット CM ※YouTube の県公報チャンネルでも視聴可能



・県広報誌「滋賀プラスワン」への啓発記事の掲載

隔月で発行される県広報誌「滋賀プラスワン」9・10月号に啓発記事を掲載している。

・令和3年度9・10月号

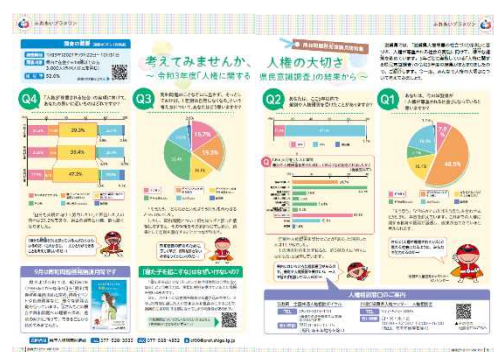
「100年前の人々が願ったこと

～全国水平社宣言に込められた思い～

・令和4年度9・10月号

「考えてみませんか、人権の大切さ

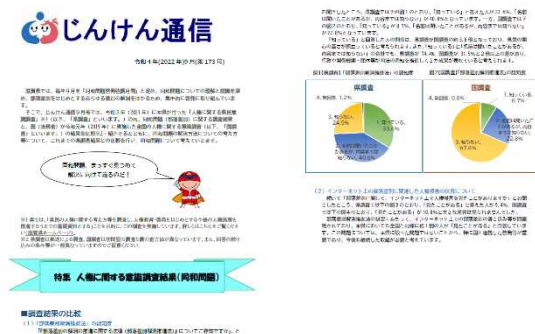
～令和3年度人権に関する県民意識調査の結果から～



・「じんけん通信」の発行

毎月県ホームページ上に掲載する人権に関する特集記事「じんけん通信」9月号に啓発記事を掲載している。

・令和4年9月号「特集 人権に関する意識調査結果(同和問題)」



○同和問題啓発強調月間以外の啓発

・啓発冊子の作成・配布

地域での人権学習や企業・団体内での研修に活用いただける啓発冊子を作成し、無料で配布している。

・同和問題啓発冊子「こころのいずみへ」 ・人権問題啓発冊子「こころやわらかく」



(2) 相談・支援体制の充実

○相談事業

同和問題をはじめとする人権課題解決のための各種事業を行う(公財)滋賀県人権センターの相談事業の支援(補助)を実施している。

・(公財)滋賀県人権センター 2021 年度人権相談対応件数(※継続相談を含む)

件数	対象者別内訳										
	部落 (同和)	性 (LGBTQ)	子ども	障がい者	外国人	高齢者	患者	犯罪被害者 等	労働者	ひとり親	その他
690	41	1	11	429	7	24	44	0	57	1	75

## ○インターネット上での差別書き込み等への対応

インターネット上で行われる差別書き込みや動画投稿サイトへの差別的な動画(同和地区を撮影した動画等)の掲載に関して、市町や関係機関・団体との連携の下、特に悪質性が高いと判断されるものについては、県から直接国(法務局)に削除要請依頼を行っている。

・令和3年度 県削除要請依頼件数:8件(うち削除件数:0件)

(参考:令和3年度 滋賀県人権センター削除要請依頼件数:76件(うち削除件数:66件))

※なお、全国的な問題であるインターネット上の差別書き込み等への対応は、国において全国レベルで統一的なルールで対応すべき課題であることから、「規制」に関しては、法的規制等を含め、より一層実効性のある対策を早急に講じるよう、「全国人権同和行政促進協議会」および「全国知事会」を通じて国に対し要望を行っている。

## (3) 地域支援

### ○地域総合センターの運営等支援

地域において生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行う「地域総合センター」(隣保館)の運営助言および運営費・施設等整備費助成などの支援を実施している。(県内の地域総合センター設置数(令和4年度現在):26センター(12市町))

・地域総合センター運営費等補助金

①隣保館運営費等補助金(補助率:国1/2、県1/4、市町1/4)

社会福祉法の第2種社会福祉施設として、人権課題解決のため市町が設置する隣保館の運営費について、コミュニティセンターとしての活動の充実と計画的運営を促進するため補助を行っている。

②地域総合センター運営費補助金(補助率:県1/3、市町2/3)

人権課題解決のため、市町が設置する地域総合センター(隣保館、隣保機能を有する教育集会所)の運営費について、その活動の充実と計画的運営を促進するため、補助を行っている。

・隣保館整備事業費補助金(補助率:国1/2、県1/4、市町1/4)

隣保館が福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、その役割を適切に果たせるよう市町が行う隣保館整備事業(創設、増築、改築、増改築、大規模修繕)のうち、国庫補助対象となる事業に対して補助を行っている。

・地域総合センター運営助言事業

地域総合センターが、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種施策を総合的に推進できるよう、その機能運運営の充実を図るための事業を、(公財)滋賀県人権センターに委託している。

【参考】令和4年度 同和問題啓発強調月間事業 一覧表

事業名	事業内容		
	内容	実施時期	実施場所・掲示場所等
街頭啓発	同和問題解決への一人ひとりの行動を広く県民に呼びかけ、あわせて啓発物品を配布します。	9月1日(木) 7:30~8:30ほか	JR石山駅ほか 県内各地
じんけんミニフェスタ	普段、人権啓発事業に接する機会が少ない県民に、人権について考えるきっかけを提供することを目的として、人権クイズラリー、人権啓発ブース、ステージイベント等を右記日時・会場で実施します。	9月3日(土) 11:00~16:00	イオンモール草津 セントラルコート
		9月23日(金・祝) 11:00~16:00	ランチ大津京 さんかく広場
メディアミックス 啓発事業	強調月間ポスター	8月下旬~ 9月30日(金)	県内公共機関、県内JR駅等
	啓発物品(メモ帳)	9月中	県内の平和堂各店舗に設置
	新聞広告	9月1日(木)	朝日、毎日、読売、産経、中日、京都の滋賀版に掲載
	テレビスポット広告	9月中	びわ湖放送
	交通広告	9月1日(木)~ 9月15日(木)	京阪電車
		9月9日(金) ~10月8日(土)	近江鉄道バス、帝産湖南交通バス
	地域情報誌	8月発行	「レイクスマガジン」
		8月27日発行	「リビング滋賀」
スマートフォン向け人権啓発広告	9月15日(木) ~9月24日(土)	「Yahoo!Japan」および「Yahoo!ニュース」のアプリ、およびスマートフォン向けWEBページ等	
デジタル広告	9月1日(木) ~9月14日(水)	県内のマクドナルド17店舗に掲出	
県広報誌 「滋賀プラスワン」	「ふれあいプラスワン」に同和問題に関する啓発記事および同和問題啓発強調月間の案内を掲載します。	9月1日(木)	新聞折り込み(朝日、毎日、読売、産経、中日、京都)
「じんけん通信」	人権施策推進課から毎月発信するメールマガジン「じんけん通信」に同和問題に関する特集を掲載します。	9月1日(木)	メールおよびLINEで一斉配信 (「しらがメール」登録者)